



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 サン電子株式会社
代 表 者 代表取締役社長 内海 龍輔
(コード：6736 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 代表取締役専務 木村 好己
電 話 番 号 052-756-5981

株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たに株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を 2025 年 6 月 24 日開催の第 54 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

併せて、当社は、当社の従業員に対し、経営参画意識を高めることを目的に自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入する方針についても決議しております。当該従業員向けインセンティブ・プランの導入時期やプランの内容等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含みます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

なお、当社は 2022 年 6 月 23 日の第 51 回定時株主総会において、取締役に対する事後交付型株式報酬制度について、その額の算定方法及び具体的内容等をご承認いただき今日に至っておりますが、今般、本株主総会での承認可決を条件として、事後交付型株式報酬制度に係る当該報酬枠を廃止することとします。

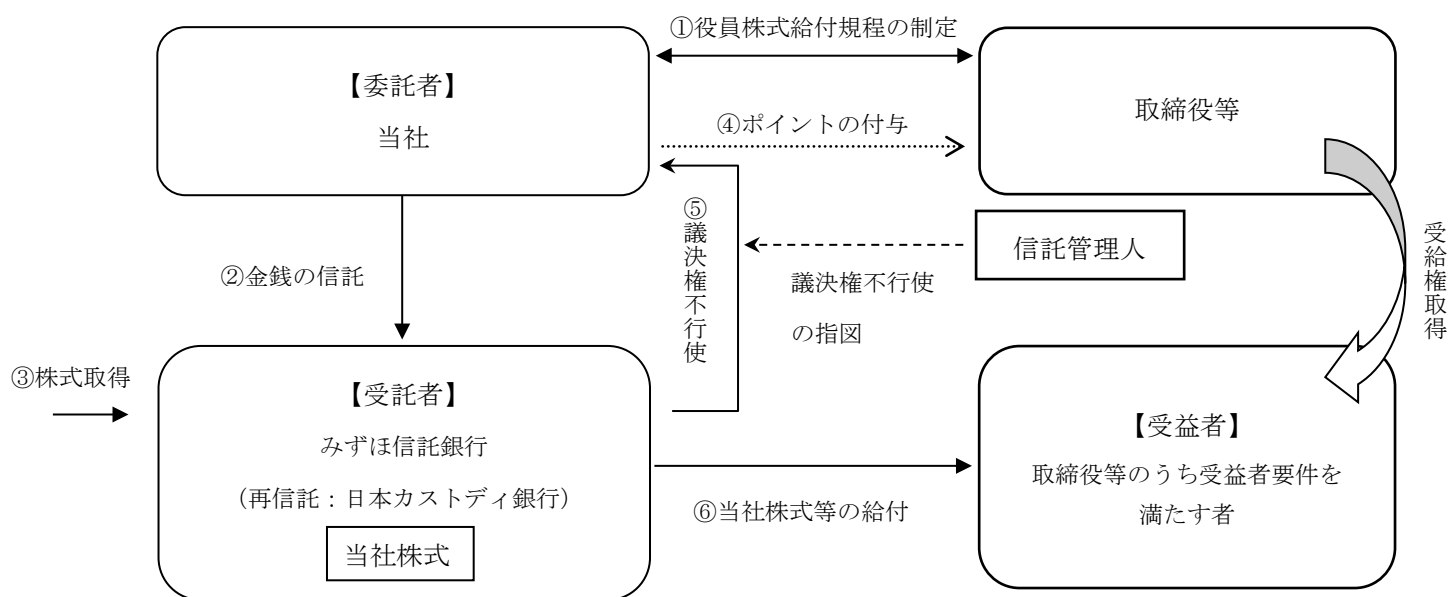
2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

（２）本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

（３）信託期間

2025 年 8 月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（４）信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2025 年 8 月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（６）のとおり、1 事業年度当たり 10,000 ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、30,000 株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2025 年 5 月 14 日の終値 7,410 円を適用した場合、上記の必要資金は、約 222 百万円となります（今般廃止する事後交付型株式報酬制度として、リストラクテッド・ストック・ユニット（R S U）については年額 120 百万円以内、パフォーマンス・シェア・ユニット（P S U）については、総額 630 百万円以内として導入しておりました。）。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拋出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり10,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は30,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、職務内容等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、10,000ポイント(うち、取締役分(社外取締役を除きます。))として6,000ポイント、社外取締役分として2,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数80個の発行済株式総数に係る議決権数222,615個(2025年3月31日現在)に対する割合は約0.04%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、当該取締役等に各事業年度につき付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会若しくは取締役会において解任の決議をされた場合および、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。また、在任中に一定の非違行為があったこと、又は会社に損害が及ぶような不適切行為等があったことが判明した場合は、当該給付の全部又は一部の返還を請求することができるものとします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- | | |
|------------|--|
| ①名称 | : 株式給付信託 (BBT) |
| ②委託者 | : 当社 |
| ③受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行) |
| ④受益者 | : 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| ⑤信託管理人 | : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定 |
| ⑥信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ⑦本信託契約の締結日 | : 2025 年 8 月 (予定) |
| ⑧金銭を信託する日 | : 2025 年 8 月 (予定) |
| ⑨信託の期間 | : 2025 年 8 月 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

以 上